

2019年2月15日

ギークス株式会社

代表取締役社長 曾根原稔人

問合せ先： 経営管理本部 03-6690-6928

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、ITフリーランスのネットワークの創造と普及という事業の性質上、社会からの信頼を得ることは必要不可欠であり、そのためにも健全性の高い組織を構築し、永続的に維持していくことが会社存続のために重要であると確信しております。この基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼の確保を図ってまいります。

当該認識のもと、当社グループの取締役、監査役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
曾根原 稔人	1,776,000	40.10
合同会社ベインパートナーズ	1,700,000	38.38
WMグロース3号投資事業有限責任組合	691,880	15.62
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	117,640	2.66
加賀電子株式会社	50,000	1.13
丸山 大	40,000	0.90
株式会社グッドスマイルカンパニー	33,400	0.75
ギークス株式会社	20,000	0.45

支配株主名	曾根原 稔人
-------	--------

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

--

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である曾根原稔人氏の持株比率は、同氏の個人資産管理会社の所有株式を合計すると過半数になることから支配株主に該当いたします。当社グループは、支配株主及び当該資産管理会社との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松島俊行	税理士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松島俊行	○	—	税理士の有資格者であり、税務に関する豊富な見識を有しており、当社グループの事業に関連する専門的な知識を有しております。同氏は、松島俊行税理士事務所代表を兼務しておりますが、当社グループとの間に資本関係また

			は重要な営業上の取引はありません。
--	--	--	-------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>会計面またはコンプライアンス等内部統制面の監査の充実を図るためには、内部監査室、監査役会及び監査法人の連携が不可欠であると考えており、監査計画及び監査結果の相互報告等の他、随時意見交換、情報共有を図り、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。</p> <p>また、これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果が取締役会場で報告され、情報交換及び意見交換が行われることで、緊密な連携が保たれております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木貴	他の会社の出身者													
秦信行	学者													
花木大悟	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木貴			ベンチャー支援企業において企業の株式公開に関する指導を行うなど、豊富な見識を有しており、当社グループの経営に対する高い監査機能が期待できるものと判断しております。尚、連結子会社のG2 Studios 株式会社の監査役を兼務しております。
秦信行	○	—	証券アナリスト・財務コンサルタントとして企業調査に長年携われ、また大学教授として、日米のベンチャーキャピタルやベンチャービジネスに関する研究の第一人者であり、豊富な経験と見識を有しているため、当社グループの経営に対する高い監査機能が期待できるものと判断しております。同氏は、学校法人國學院大學教授、一般財団法人ベンチャ

			<p>ーエンタープライズセンター理事を兼務しておりますが、当社グループとの間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。</p>
花木大悟	○		<p>公認会計士の有資格者であり、会計監査に関する豊富な見識を有しており、当社グループのガバナンスやコンプライアンスに対する高い監査機能が期待できるものと判断しております。同氏は、合同会社FPC代表社員、FPC会計事務所パートナーを兼務しておりますが、当社グループとの間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	ストック・オプションは、当社の業績向上のための士気向上を目的として実施したものです。
ストック・オプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 社外監査役, 従業員, 子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	ストック・オプションは、当社の業績向上のための士気向上を目的として実施したものです。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っていません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬及び監査役の報酬については、株主総会でそれぞれの総枠を決議し、その範囲内としております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートは経営管理本部がおこなっております。取締役会資料の事前配布、必要に応じた個別の説明、十分な検討時間の確保等に配慮し、適時の情報伝達体制の確立と情報の共有が重要であると認識しております。これらにより社外取締役(社外監査役)が期待される役割を果たすために必要な環境は整備されていると考えております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。</p> <p>(a) 取締役会・役員体制</p> <p>当社の取締役会は常勤取締役3名、非常勤取締役(社外)1名で構成されており、代表取締役社長はインターネット事業本部を管掌し、2名の常勤取締役が経営管理本部とIT人材事業本部をそれぞれ管掌しております。他の部門長には部門に応じて執行役員を選任しております。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には監査役3名も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。</p> <p>(b) 監査役会・監査役</p> <p>当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、毎月1回開催される取締役会への出席を通して取締役の職務の執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに、経営会議等の重要会議にも適宜出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会及び経営会議への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき共有し協</p>
--

議しております。

(c) 経営会議

経営会議は、取締役全員及び執行役員、本部長、室長で構成しており、監査役も参加しております。毎週1回の定例経営会議のほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議や取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

(d) 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。現在、執行役員は2名おり、任期は1年となっております。

(e) リスク管理委員会

当社は、リスク管理体制及び危機対策体制を整備し、リスクの発生の防止または、リスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって業務の円滑な運営に資することを目的として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会の委員長は代表取締役社長とし、経営会議のメンバーで構成しており、リスク情報や予防対策等を議論、共有し、報告しております。

(f) 内部監査

当社は、代表取締役社長の直轄部門として内部監査室（1名）を設置しております。内部監査室は当社グループをカバーするように業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、内部監査室は監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めると共に、自社ホームページでの掲載を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、他社の集中日を避けると共に、交通の便なども考慮して出席しやすい場所を確保する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	今後は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑みつつ、外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家の皆さまをはじめ全てのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示、説明責任を果たすことは上場企業の責務であると考え、当社ホームページにIR専用ページを設け、当社の経営・事業活動について積極的に開示する方針を作成し、公表して参ります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末決算の開示時期にしたがって、個人投資家等に向けての会社説明会を予定しております。東京証券取引所からの指導により、年2回以上の説明会開催を義務付けられておりますが、それ以上の開催回数になると考えております。 個人投資家に向けては、機関投資家やアナリスト向けの説明会とは区別して説明会を開催します。専門アナリスト等とは違った観点からの意見や質問を聴取する重要な機会として位置付けたいと考えております。	あり
アナリスト・機関投	中間及び期末決算の開示時期にしたがって、機関投資家や	あり

<p>資家向けに定期的説明会を実施</p>	<p>証券系アナリストに向けての会社説明会を予定しております。東京証券取引所からの指導により、年2回以上の説明会開催を義務付けられておりますが、それ以上の開催回数になると考えております。</p> <p>機関投資家に向けての説明会は10~20人程度のスモールミーティングを中心に、必要に応じてファンドマネージャーやアナリストへの個別訪問での説明を行います。また、主幹事証券会社を始めとする各証券会社の営業担当者向け、又はアナリスト向けに説明会を行います。</p>	
<p>海外投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>今後の株主構成を鑑みつつ、海外投資家向けの説明会に関しては開催を検討してまいります。</p>	あり
<p>IR資料をホームページ掲載</p>	<p>当社グループホームページ内IRサイトで適宜行う体制を整えております。</p>	
<p>IRに関する部署(担当者)の設置</p>	<p>法定開示を経営管理本部が、任意開示を経営企画部が管轄し、情報収集に努め、適宜取締役会その他関係会議において協議し、速やかな情報開示に努めてまいります。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>現状、ステークホルダーの立場の尊重についての規程はございませんが、今後検討すべき事項と考えております。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>今後検討すべき事項と考えております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>主幹事証券会社や監査法人、東京証券取引所との連絡及び相談を密にし、適時開示に努めて参ります。開示方法はTDnetへの開示や当社グループホームページ内のIRサイトで適宜行うと共に、会社説明会等を開催して株主や投資家の皆さまと直接対話する機会も積極的に作って参りたいと考えております。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

企業が健全に継続・発展していくためには、全ての役員及び従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観をもち行動することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは内部統制シ

システムを整備するために以下を基本方針とします。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。又、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内にも周知徹底する。
 - (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
 - (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は法令、定款及び定められた規程に従い業務を執行する。
 - (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
 - (5) 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
 - (6) 取締役・従業員が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「リスク管理規程」に従い報告する。
 - (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。又、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるようにする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各部門は、担当事業・業務に関するリスクの把握に努め、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 - (2) 各部門は、様々なリスクに応じた適切な対応策を準備し、又「リスク管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月一回開催する。又、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論・審議を行う事により情報の共有化及び経営意思決定の迅速化を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社の法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指

導及び支援を行う。

- (2) 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会において協議する。又、経営内容を的確に把握するために定期的に事業概況、経営状況等の報告を受ける。
 - (3) 法令及び定款に適合することを確保するための内部監査は、当社の内部監査を担当する部門が関連規程に基づき実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員は、必要に応じその人員を確保する。
 - (2) 当該従業員が監査役がその職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告することとする。
 - (3) 取締役及び従業員は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとする。
8. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
- (1) 取締役及び従業員は、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。又、子会社の取締役及び従業員に対して、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うように指導する。
 - (2) 監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、社内システムを閲覧することができ、取締役又は従業員は監査役から説明を求められた場合は詳細に説明することとする。
- 監査役会の承認により、監査役がその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該従業員を置くこととし、その人事については取締役会と監査役会の協議により決定する。当該従業員は、取締役又は他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下取締役及び従業員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む姿勢を維持することに努めております。そのためには反社

会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。

当社の対応部署を経営管理本部とし、事案により関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する体制を構築しております。又、不当要求防止責任者として経営管理本部長を選任し、反社会的勢力からの不当要求に組織的に対応ができる体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

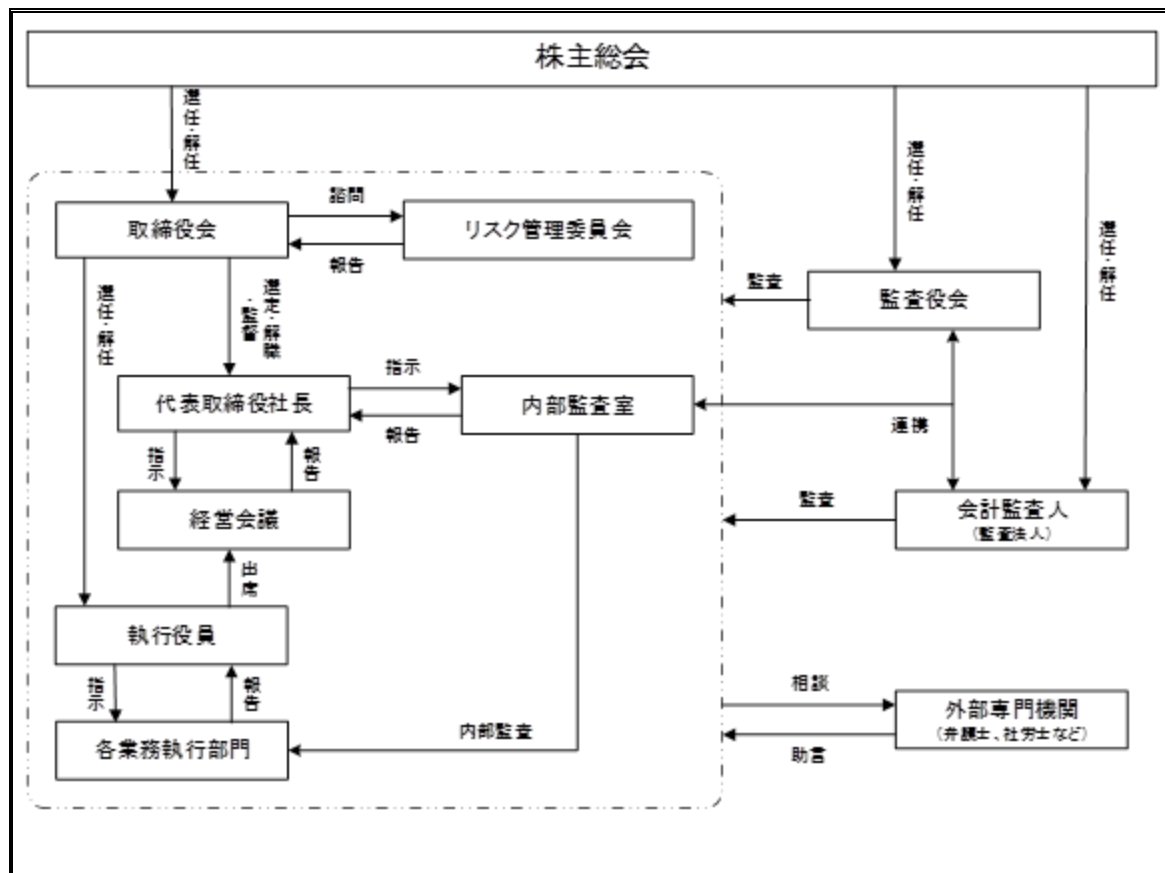
該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題になると考えます。
--

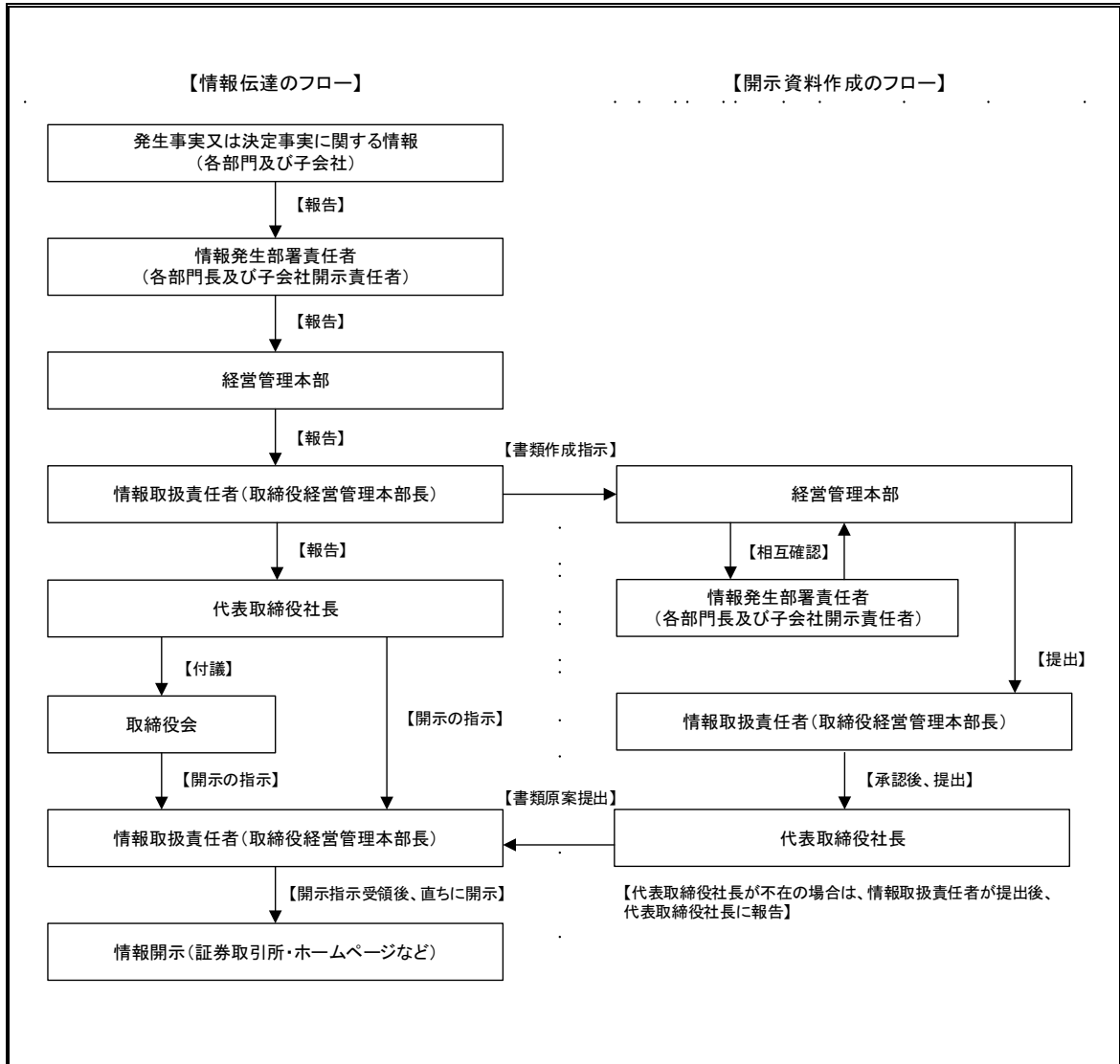
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上